競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

綜合警備保障(株) 東京都港区元赤坂1-6-6

令和4年4月22日~令和4年5月21日(1ヶ月)

地域3 (関東支社が所掌する区域)

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格業者である綜合警備保障(株)の元使用人は、同者の使用人であった令和3年10月28日、ATM(現金自動預払機)のメンテナンス業務中に、千葉県内の金融機関の支店など6カ所に設置されたATMから現金計9,598万円を盗んだとして、窃盗の疑いで令和4年1月5日、千葉県警に逮捕された。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記(2. 事実概要)のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」別表第2第12号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	

○問い合わせ: 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 以 上